地方分権改革の動向と課題

「地域主権」改革をふり返って

で、柄にもなく緊張しておりますが、演題の本体に移行されたのを機とする記念講演会ということ本日は、北海道地方自治研究所が公益社団法人

いながら副題を付けさせていただいております。部分はご依頼どおりといたしました。しかし、迷

1 「地域主権」用語への違和感

私はかねてから、民主党政権によって打ち出された「地域主権」なる用語に強い違和感を覚えておりまして、そのために口頭で使うときはそのつおりまして、そのために口頭で使うときはそのつど「いわゆる」とことわってみたり、文字で表現ど「いわゆる」とことわってみたり、文字で表現は主権」をカギカッコでくくって使うように、

(1) 軽はずみなコトバの選択

またま私は、東京の地方自治総合研究所主催によする三党連立政権がスタートした翌日のこと、た三年前(二○○九年)の九月、民主党を中心と

る恒例の「自治総研セミナー」で、「分権改革と 自治型社会」と題する講演をおこなっておりまし て、その最後の部分で新政権の「地域主権」とい う用語にかなり手厳しい批判をくわえました。そ う開語にかなり手厳しい批判をくわえました。そ る自治総研ブックレット(公人社刊、二○一○年) に収録されておりますので、それを見ていただけ れば確認していただけます。

んで『真の意味での地域主権』などということが鳩山新総理の記者会見では、国民主権の原理と並域主権推進』担当となり、初閣議を終えたあとの域主権が成立したところで、原口総務大臣は『地会の一部を紹介しますと、「昨日、新しい民主

るのは、およそ馬鹿げていると言わざるをえませ こんないいかげんな概念をマニフェストのキー として、主権がなぜ地域にあるのか。少なくと んな調子でした。 ワードにするにとどまらず、内閣の基本方針とす あるのに、『地域主権』とはどういうことなのか するとおり、用法上すこぶる注意を要する概念で 家主権』という概念ですら、松下圭一教授が指摘 であって、それ以外ではない。…(中略)…『国 れば国民、地方自治体であれば住民にこそあるの で喜んでばかりいられません。/そもそものこと れは許しがたいことであると思います。 言われております。表現を強めて言いますと、こ ん。ゼロから出直せと言いたくもなります。」こ 単一主権国家における主権は、国民国家であ 政権交代

た最後のインターフェロン治療が思わぬ副作用でへの移籍を決心して、その年の半年前から始まっあるでしょうが、それよりも、生まれ故郷の大学直前の発熱で体調がやや芳しくなかったせいも

不安定になっていたのかもしれません。中断することになってしまい、よほど精神状態も

そのうえ、翌月号の月刊『自治総研』に「おぞましい『地域主権』の用語」というコラム――お手元の資料に、そのコピーが添えられております――をよせたことから、形容詞で使った「おぞましい」という表現だけがひとり歩きしてしまい、その後も周辺でくり返し冷やかされる羽目になりました。せめて「違和感を覚える」とか「再考を促したい」といった表現を用いればよかったので促したい」といった表現を用いればよかったのでは、変月号の月刊『自治総研』に「おぞましい。

しれません。 キーワードとされ、 連立政権下で設置された道州制ビジョン懇談会で りますとおり、 はすで謳われておりました。それに、 挙用の民主党マニフェストにおいて 回る積極的な意味合いを見いだそうとしたのかも は道州制の導入がらみで流通しはじめたその用語 首長たちがいたことを思い起こしますと、あるい 方自治体の首長の中にもその表現を好んで用いる めざす」ことまでが明言されておりましたし、 信表明演説では 周 すでに色あせたかに見える「地方分権」を上 知のように、政権交代をもたらした夏の総選 その用語自体は自民・公明両党の 「最終的には地域主権型道州制を 前年における麻生前総理の所 「地域主権」 コラムにあ 地

私は小泉政権下における第二七次と第二八次の

地方制 うな それに対して民主党マニフェストでは、 して、 制調で、 当である」との ていたのです。 ニフェストにおける五原則中の五番目に掲げられ した「中央集権から、 新以来続いた中央集権体制を根本的に改め」て、 らは案の定、道州制の導入が打ち出されましたが、 張がなされることに危惧の念を強めておりまし れてからも道州制問題にこだわりをもっておりま はいえ委員の一人であったことから、 地域のことは、 夏の政権交代選挙を前にして自民党サイドか 『地域主権国家』へと転換するとされ、そう 「地域主権型道州制」などという表現や主 度調査会にかかわり、 「慎重派」 地域が決める」ことができるよ 「道州制答申」を出したときの のレッテルを貼られていたと 地域主権へ」の原則が、マ 「道州制の導入が 地制調を離 「明治維 地 適

の安全・安心を確保する」「郵政事業を抜本的に 失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する」「高 事業に対する地方の負担金は廃止する」「目 権を確立する」を先頭に、「国の出先機関、 いった項目が列挙されていました。これらのごっ 見直す」 る」「個別所得補償制度で農山漁村を再生する」「食 速道路を原則無料化して、 論においては、「霞ヶ関を解体・再編し、 と思います。その 開いて見ていただければきっと唖然とするだろう あのマニフェストをお持ちの方は今一度それ 「市民が公益を担う社会を実現する」と 「地域主権へ」の原則の政策各 地域経済の活性化を図 地域主 直 的 轄 を

とは思えません。とは思えません。

と 5 なものでしかないから、もうひとつの されていますが、 たくだりで、またぞろごった煮の諸政策がくり返 理の所信表明演説でも の理解がどこから出てきたのでしょうか。 ことらしいのですが、そんな内容空疎な国民主権 民一人ひとりが豊かさを実感できる政策を行う」 容のともなった地域主権」でした。言うところの ことで提示された「二つの大きな柱」のひとつは くりに向けて、動き出したいと思います」という われ」としてありますが、 で『真の意味での地域主権』 たのが総理記者会見の新聞記事だったものです 基本方針」だったのです。講演で手元に持って 足にあたって打ち出されたのが先ほどの 「本当の国民主権の実現」であり、もうひとつが「内 「本当の国民主権」とは、 方 ほうで、それはこんなにも そして、総選挙で大勝利をおさめ、 紹介した講演録では 「政策の二つの大きな柱として、新たな国 Ó 「国民主権」というのがあまりに内容空疎 嫌みを申し上げると、 「地域主権」につい 「国民の主導により、 「国民主権の原理と並ん 基本方針で確認します などということが 「内容のともなった」 鳩 「地域主権 あるいは、 Ш 内閣 て述べ 鳩山 内 閣 玉

の勘ぐりです。もののであるとしたかったのでしょうか。これは私

革については、 いかという印象です。わけても政権党において「一 ないものがありました。あのくり返しによって「国 ことになったようです。どちらにせよ、 とこそが先決であるといった反対論が勢いを得る 引き上げの前に三年前の国民との約束を果たすこ 保障と税の一体改革」をめぐっても、消費税率の てすら、 場ダムの問題にしろ沖縄の基地問題にしろ、 りに「マニフェスト違反」が取り上げられ、 のか、そのことが今もって判然としません。 丁目の一番地」に位置づけられた「地域主権」改 の約束」を盾にとっての非難の応酬は聞くに堪え を取り下げろと迫られる一方で、 もしないことを空約束したのだからマニフェスト の劣化」はいやましに進行していったのではな その後の政権運営につい 総理が政治生命を賭すと断言した「社会 国民と約束されたのは何であった て、 野党側 与党内部におい いからは 「国民と 出来 しき

少し前、テレビのビデオ映画番組で「ALWAYS三丁目の夕日」とその続編を観ながら、ふと、あのころだったなら、すなわち東京タワーが建設された一九五〇年代後半のことであったのなら、「一丁目の一番地」といえば具体的に何のことであるのか、みんなが分かっていたのだろうかな、あるのか、みんなが分かっていたのだろうかな、あるのか、みんなが分かってはチェーン店の駄菓しれませんが、地域によってはチェーン店の駄菓しれませんが、地域によってはチェーン店の駄菓

妙な思いにとらわれていたものです。

② 「住民主権」 再考の必要性

家の と待ってほしいと言わざるをえない。 込められた含意を引いたあと、「しかし、 地域にあるのか。少なくとも、 上げた際に「そもそものこととして、 意いただきたいと思います。 す。この「せいぜいのところ」という表現にご注 ろ 権 ラフに、 のコピーを見ていただきますと、四番目のパラグ はない」という一節がありました。 であれば住民にこそあるのであって、 ける主権は、 元にあるコラム、「おぞましい『地域主権』の 冗 『住民主権』でしかない」という一文がありま と並べることができるのは、 国のかたちを前提にして、 、談はさておき、 鳩山内閣での基本方針で「地域主権」に 国民国家であれば国民、 先ほど私の講演 法制面で『国民主 単一主権国家にお せいぜいのとこ しかし、お手 の一 それ以外で 主権がなぜ 単一主権国 地方自治体 部を読み 、ちょっ 用語

とが必要だと考えています。
とが必要だと考えています。
とが必要だと考えています。それなのに、なぜ「せいぜいのとを口にします。それなのに、なぜ「せいぜいのとを口にします。それなのに、なぜ「せいぜいのと

させていただいております。しかし、なぜかまた大学で開催された日本地方自治学会で私見を述このことについては、実は二年前の一一月に香

Ш

発行が大幅にずれ込んでおります。ておりません。年報(敬文堂、地方自治叢書)のめて問われる「地域主権」改革」がまだ活字になっめて一年遅れで昨年初秋に提出した原稿「あらただそのときの報告、というよりも報告を下敷きに

をご覧になっていただければと思います。 構成」というかたちで述べておりますので、 る拙稿において、「国民主権と住民主権の重畳的 だときに寄せた「日本国憲法と地方自治」と題す 日本の地方自治』 前任の佐藤竺先生の退任記念論文集として『現代 総合研究所の所長職を引き受けることになって、 ちょうど一〇年前 (二〇〇二年四月)、地方自治 題についての私なりの結論めいた考察は、 ころ」なのかについて触れておりますが、 ともかく、そこにおいて、 (敬文堂、二〇〇六年) を編ん なぜ 「せい ぜ 今から この問 13 . の と

それ以来のことです。 が私の脳裏に深く刻み込まれるようになったのは 権の 界』に松下圭一教授の 学の講義を担当するようになったころ、 民自治の憲法理論』 が掲載され、まもなくそれを収録した岩波新書 ろが東京オリンピックから一○年近く経って行政 るしさを覚えさせられる概念の一つでした。とこ 分・無制約」 を学んだ私にとって、主権といえば 遠い昔のことですが、大学の学部課程で法律学 活性化を意味する市民主権」 の権能のことと教えられ、 が出版されました。 「市民参加の法学的思 というとらえ方 「最高・不可 雑誌 実に重く 国 __ |||-

下先生のいう「市民主権」 はり国民主権原理に由来するものとして解するほ カル・セルフガバメントとしての地方自治体にお 本国民」 戦争を放棄したのも、時の政権や内閣ではなく「日 そのときの主語は 民に存することを宣言し、 冒頭の一節にありますように、「ここに主権が国 に頼りないではないか。 住民主権とを問わず、 かはないのではないか。 てほかにはないはずだ。したがって、 いて主権が存するのは当該地域の 都道府県・市町村の住民でもあるのだから、 方自治の本旨」でしかないのか。 『民主権と並置されるものではなく、 かしそれでもなお、 【主権」 や「住民自治」の観念の場合と同じく、「地 であった。その日本国民は同時に特定の 「住民主権」を憲法上根拠づけるのは、 を並列的に扱うことには躊躇 「日本国民」であり、第九条で その活性化をめざすの 「国民主権」と「住民主権 そのうえで、 日本国憲法の前文、その ではなかったのか。 この憲法を確定する」、 それではあまり 「住民」を措 法制上はや 国民主権と 住民主権は が 口 が松松 あり · 団

であります。
であります。
であります。

先生の『変革期の地方自治法』(岩波新書)を学ちょっと補足しますと、本年一月に出た兼子仁

民主権の転義」というのは巧みな表現だと思いつ的な表現にほかならない」と書かれています。「国条例で市自治体の主権者が『市民』と書かれてい源理条ので、国民主権の転義だとしても、新しい原理部ゼミで使ったのですが、それには、「自治基本

「国 ません。 でも私にとっては、ちっとも新しいことではありい い」というのはどんなものかと感じます。少なく か つも、それが「新しい原理的な表現にほかならな

2 「地域主権」改革の成果?

黒白印刷のコピーを、 す。 平成二五 (二〇一三) 年度夏の 手に取られて、 内閣府ホームページなどでそのコピーをとられ が提示されたのでした。おそらく、 から 立ち上げられ、その戦略会議の初会合で原口大臣 用意していただきました わけです。懐かしさを感じさせますが、 なりに心得ることができたのではないかと思いま 綱 に事態は急進展をし、 「改革のエンジン」としての地域主権戦略 (仮称)」策定までの大まかな見取り図をそれ 地 ああこれが 「地域主権戦略の工程表 (案)」(原口プラン) 域主 権 用語の乱発にむかついているうち 「見直し期限」として設定された 「地域主権改革」なのか、という 一番新しい工程表とともに 「改革の司令塔」あるいは ② 1、 「地域主権推進大 図 2 ° 多くの方々が 念のため 一会議

(1) 最大の成果は「義務付け・枠付け」の

「原口プラン」の左側に〈規制〉関連、〈予算〉

域主権」 りません。 げているのが、 日に至るまでの経緯の中でかなり大きな成果を挙 関連、 あると思います。 絡において「地域主権」 おりますが、 〈法制〉 改革による一大成果というわけにはまい 第一次分権改革以降の展開という脈 関連に分けて一 「義務付け・枠付けの見直し」で ただし、よもやこれをもって「地 改革を置いたときに、 連 0 項目が並 今

付 玉 四 確保されるべきナショナル・ミニマムとは何 いで二番目に登場する課題であったわけでして、 として設定された された六つの残された課題において、最初の課題 2け等を大幅に緩和することが不可欠である」と 章 ご承知のように、これは第一 した地方分権推進委員会の最終報告の最 からの依存財源を縮減する方策をとるのであれ それに や事務事業の執行方法や執行体制に対する枠 「それには、 分権改革の更なる飛躍を展望して)で集約 「先立って国の法令による事務の義務 「地方財政秩序の再構築」につ 全国どこでも一律に最低限度 次分権改革をリ 後 (第 ĺ

図1 地域主権戦略の工程表(案)【原口プラン】

H21.12.14 第1回地域主権戦略会議配付資料

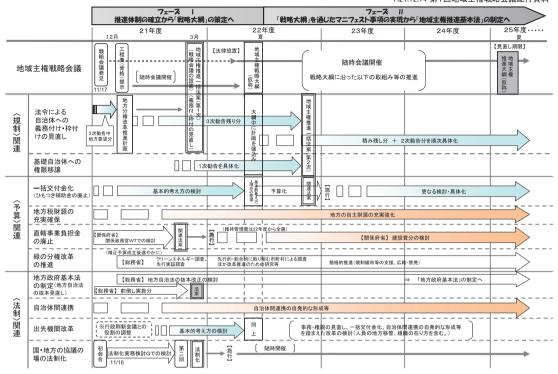
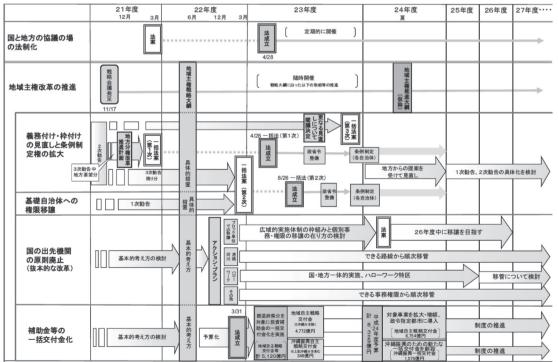


図2 地域主権改革の進展状況

H24.4.27 第16回地域主権戦略会議配付資料



がら、 う順序で審議結果がまとめられました。 権発足後まもなく出た、 告およびさらにその翌年 まとめ」、翌年 についての主な動き)で確認しますと、 ことでして、お手製の年表 二〇〇七年四月発足の地方分権改革推進委員会の 課題があらためて重要課題として登場したのは よって変わり得るものであり、 ある。 を、 ルを掲げて自治総研セミナーが持たれたのは められるものだからである」とされたのでした。 そして、この 「基本的な考え方」、 ナショナル・ミニマム再考―」というタイト 個 地方自治総合研究所で「基準設定と地 その判断基準はその時 莂 行政 サービスごとに厳しく見直す必 (二〇〇八年) 「義務付け・枠付けの見直し」の 一一月の 一〇月の第三次勧告とい (二〇〇九年)、 (後掲-地方分権改革 代時代の社会状況 一二月の 不断の見直しが求 「中間的 ついでな 第二次勧 同年五月 鳩山政 な取り 方自 年

二〇一〇年と、 北をうけ ちろん鳩山内閣成立 辻山所長が述べておりますが、二○○九年、 れた第一 Щ を開催することに」なっておりまして、 内閣を継承した菅内閣が参議院議員選挙での敗 そのときの自治総研セミナーでの所長挨拶で があった昨 の組閣がありました。 次の 内閣改造の 民 年九月には、 「組閣の頃に二回続けてセミナー 主党代表選挙の 一のときの ため これは総研セミナー 申すまでもなく、 組 の組閣です。 閣 あとにおこなわ もう一 回はも 口 3 [は鳩 野

後

(二〇一〇年)

九月のことでありました。

の一〇日くらい前のことです。

び自立性を高めるための改革」、 おいては、 更しました。 年の春、 11 に置き換えられることになったのでした。 自立改革」 みの用語は提出法案からすべて削除され、 の整備に関する法律」というようにタイトルが変 を高めるための改革の推進を図るための関係法律 備に関する法律案」は 提出三法案の中で一番分量が大きな法案であった 括法が成立したのは、 「地域主 「地域主 があって四九日目 務付け・ 権改革の推進を図るための関係法律 権改革三法」 三月末に国会に提出されていたい とか 「地域主権改革」 ご承知のように、 枠付け 「地域の自主・自立性改革」とか がやっとのことで成立 忘れもしない、 の見直し」による第一 「地域の自主性及び自立性 (四月二八日) は 「地域の 「地域主権」 略称 あの 「地域自主 のこと。前 自主性及 国会に わゆる 3 がら 上の整 次

す。 て、 降ろしたわけではないという主張もあったようで の用 する評価もあれば、政権党サイドでは、「地域主権 端を発して、 さくないでしょう。 「義務付け・枠付けの見直し」 のだから、 法律のタイトルが変わっても、 た 民主党政権が国民主権と並べて「二本の柱」 け 言語はなくなっても、 . 「地域 れども 形を捨てて実をとることができたと (主権 「改革の司令塔」 「国権の最高機関」 それというのも、 が否定されたことの意義は小 「地域主権改革」 の実体は変わらな あるい その中核をなす たる国会にお は 用 語問題に 一改革 の旗を

> 頓挫することになったからです に付与することによって、 政諮問会議と同様な位置づけを地域 とになったものの、 は法設置ではない任意設置機関として残存するこ 議の法制化にも失敗してしまっ エンジン」として位置づけられ による改革の推進を図ろうとした思 小泉内閣時代における経 政治主導 たため た地 惑が、 主権戦略 域 (内閣 主権 に、 主 同 戦 会議 済

制定に着手した自治体の数は多くても、 立し、 遼遠のようです。 議会改革 ティブをとる事例はなかなか聞こえてきません。 した基準の見直しにあたって、 ところが大半のようですし、 体的に設定できずに先行自治体の様子を見ている 保育所の設備・ えない感じがします。 けられますが、 それを好意的に報ずる新聞報道が多いように見受 す。「全国 0) が可能になったわけで、 治体で条例制定による地域の実情に合わせた執行 法の見直し部分については、 される運びとなりました。 は昨年夏、菅内閣の最終段階で第二次一括法 大きな進展であることは間違 かしそれでも、 本年三月には第三次一 議会改革といい 律基準からの脱却」ということで、 率直に言って、 運営の基準等について、 「義務付け・枠 何らかの条項につい 分権改革の観点からして ながら、 第一次と第二次 括法案が国会に提出 残念なことに、 今年度から全国 まだ本格的とは いがないところで 議会が 付けの まだまだ前 イニシア 基準を具 見 直 |の自 が成 括

抵ではない努力の賜物であって、 権時代の地方分権改革推進委員会と、 下での はそれこそ山 令」によって開始されたものではありません。そ 司令塔に位置づけられた地域主権戦略会議の 法令の見直しに従事した数少ない大学教員の並大 分権改革からの は 申 取り組みを本格化しなければならない課題 かく、 し上げたとおり、 「地域主権」 この .積しています。 「残された課題」について、 「義務付け 改革の所産ではなく、 その経緯からして現政権 枠付けの見直 それは断じて、 実際の個別 第一次 前政 司

(2)わ 「協議 の場 の)実効性

に追加記載されたことで話題を呼び、 と地方の協議の場」の新たな設置でした。 ぞましさを超えて、私が最も関心を寄せたのは「国 されるころまでの段階で、 おります 権戦略会議が立ち上がって「原口プラン」が提 推進 山 **|体からの要請に基づいて民主党のマニフェスト** の場の設置」については、 逷 政 !委員会第三次勧告の中で、 権発足後まもなくまとめられた地方分権改 交代があった年の総選挙から年末に地 0 法制化について独立の章が設けられて 「地域主権 夏の総選挙で地方六 「国と地 先に触れた 用 この「協 で方の協 沿語の

お 域 È 示

議

と地方の協議の場」 「新たな設置」と申し上げたように、「国 設置は初めての企てではあり

> して、 年 そのように思いこんでいました。 敗経験を踏まえずに形だけの 跌」です。ですから、私は、 ではありません。見込み違いで失敗に終わる「蹉 政策革新シリーズ3〕東京大学出版会、 金井利之編 蹉跌」と題する詳細な分析 ません。 した。このときの経験に関しては、 (東京大学)の「『国と地方の協議の 年 があります。 -数カ月に及ぶ経験、 失敗をくり返すようなことはあるまいと、 すでに三位 『分権改革の動態』[政治空間の変容と 「協議の場」 一体改革の過程で設置 それも苦い (森田朗・田口一博 よもやそのときの失 「協議の場」 は断じて成功経験 場 金井利之教授 経験がありま 二〇〇八 の成立と を設置 置され

るや、 した。 てしまったのです。 法制化に向けた実務検討グループの検討がはじま ところが、そうではなかった。「協議の 「なーんだ、 もう私の関心は急速に冷え込んでしまいま やつ ぱり」ということになっ 場 0

す。 対等の立場で対話していける新たなパ ばなりません。国が地方に優越する上下関係から、 成立してからもう一○年が経っていました。 長された一九九九年通常国会で地方分権 シップ関係への根本的な転換です」というわけで 及がありました。「国と地方の関係も変えなけれ が対等に協議する場の法制化」についてすでに言 鳩 次分権改革以来聞き飽きた言葉です。 上下関係から対等の関係への転換、これは第 Щ .総理の最初の所信表明演説でも 「国と地 夏まで延 ートナー 括法が 言わ 方

革 鳩

議

であって、 告の中 るおそれなしとしない。」こういうことです。 性を阻害する新たな義務付け・枠付けが創 方自治体が管理執行する事務に関する国による法 既存の法令に基づく義務付け・ おります。 ではどうかといいますと、 なことは誰からも一言も触れられておりません。 表も入っていましたが、 法制化に向けた実務検討グループには地方側の代 に根本的に転換するというのであれば、 で対話していける新たなパートナーシップ関 れるように本当に国と地方の関係を 欠であることぐらいは分かっていたはずです。 先ほど触れた地方分権改革推進委員会第三次勧 をサポートする専任スタッフ機構の整備 制度の制定改廃は今後とも絶え間なく続くの (第三章 そのつど、 「この勧告が見直しの対象としたのは、 国と地方の協議の場の法制化 地方自治体の自主性・自立 記録を見ましても、そん 次のように述べられ 枠付けである。 「対等の 協 が不 立場 地

クするの プがそれこそ汗をかいたのでした。ほんとうに今 かっているのならば、 員会自体の 読み上げたように認識するのであれば、 ちがみずから汗をかいてやったわけではありませ ん。行政法・地方自治法を専攻する大学教員グル 至るはずではありませんか。 あの見直し作業は分権改革推進委員会の委員 制 度 の制定改廃について、 検討作業を担った人びとの苦労が分 専門的なスタッフ機構の必要性 今後とも絶え間なく続く法 誰がそれをチェッ そして委

ということを論じたこともあります。 て総務省となり、さらに内閣府との密接な関係を 中央省庁再編によって旧総務庁と自治省が合体し て支えられた地方自治. 自治体にとって吉と出るか、 につくり出された つくり出すことが想定されたのをとらえて、 いのだろうか」と表現したことがあります。また ります。私はその見方をお借りして、いつまでも た伊藤大一先生が日本の地方自治は「自治省よっ 「総務省によって支えられた地方自治のままでよ なり以前のことになりますが、 「内閣府・総務省体制」が地方 だと喝破されたことがあ それとも凶と出るか 北大におられ 新た

片山参考人は三法案の中でも「国と地方の協議 慶応大学教授になられていた片山善博氏でして、 党推薦で参考人になられたのが、 所属大学が変わったばかりでとかなんとか、逃げ ほしいという打診がまいりました。それに対して での法案審査に、自民党推薦の参考人として出て にとまって、 団体を正規メンバーにすることは 口上を使ってお断りしたのですが、そのとき自民 ソードがあります。私の例の「おぞましい やっと成立したいわゆる 年前に国会提出された折に、おもしろいエピ この総務省との関係については、 設置法案に関しては明確に反対の意思表示を 用 語 「総務省の天下り と題するコラムが自民党関係者の目 参議院先議で開始された総務委員会 「地域主権改革三法」が 団体」 鳥取県知事から 「非常に不可解 である地方六 昨年四月末に 地 域

であると言ってのけられました。

0

であります。」こんなぐあいです。 中でこそこの主張は出てきていたんです。」 よりは総務省から出ていたんですね。これは何で う要求は地方側から出ていました。地方側という から、 律上できるというのは非常に私は不思議に思うん 主導を標榜する内閣にこういう変な協議の場が法 出ていたかといいますと、 2協議の場というのは年来、 そのくだりを委員会議事録で確認しますと、「こ 自民党時代から協議の場を法定化しろとい 実は、 従来から、ずっと前 官僚主導政治 「政治 0

す。 改革を推進する役割を演ずる羽目になったわけで として入閣を果たし、 に伴い、総務大臣(地域主権改革担当大臣も兼務 は同年九月半ばにおこなわれた菅内閣第一次改造 ところが、みなさんご承知のとおり、 実に皮肉なことと言わなければなりません。 民主党政権による地域主権 片山教授

裏切られた「自治法抜本改正」への期待

(3)

という表現が用いられていました。それを見てオ 方政 正の だきたいのが、 ヤ 急い ッと感じた方もおられたでしょう。 〈府基本法の制定」 (地方自治法の抜本見直し) 動きについてです。 で、もうひとつここで取り上げさせていた いわゆる「地方自治法の抜本改 原口プランでは、 地

報告における六つの残された課題の記述をふり返 かし、 あらためて地方分権推進委員会の最終

> をどの程度まで緩和することが妥当なのか、 態に対する地方自治法等による画一的な制度規 自治の拡充方策として、 住民自治の拡充方策」 るならば、そこには五 に検討することである」と記されていました。 番目に の項目が掲げられ、 地方公共団体の組 「制度規制の 緩 住 0) 和 制 剣 形 民

でした。 査会に な発想が提起されるような雰囲気ではありません したが、 制答申」を出した二八次地制調の委員をつとめま し上げたとおり、私はこの二七次地制調と 討はなされずじまいに終わってしまいました。 れましたが、 与えるべきだとする発想が窺われる」とあります。 の仕組みを自由に選択する権能を地方公共団体に 方議会と首長との権限関係、 すなわち、 度 (Home Rule Charter System) に類似した制 種の動きのなかには、 制定をめざす動きが一部に現れ始めている。この を提唱する動きや地方公共団体で自治基本条例 この最終報告が出た翌年、 そしてさらに 地方公共団体組織の形態やその他の住民自治 地方自治体の基本的な組織形態に関する検 「今後の地方自治制度のあり方」 地方自治の 地方議会議員の選挙制度及び定数、 道州制に関する検討は開始されたも 「最近は、 仕組みを抜本的に見直すよう 米国に見られる自治憲章制 地方自治基本法の制 第二七次地方制度調 執行機関のあり方な が諮問さ 「道州 申 地

られる直前の二〇〇 しかし、 地方分権推進委員会最終報告が 一年四月にはニセコ町 言まちづ

原一 確かめることができますが、 治法』 は、 ておりました。 法案についても、 たものです。 けではなく 一代表) 先ほど触れた兼子仁先生の ^基本条例が施 資料編に収録されておりますので、 を組織し、 | 自治労と組んで自治基本法研究会(篠 後者の地方自治基本法案そのもの 自治総研から数年前に公表され 行されましたし、 その研究会名義で世に問う 正確には自治総研だ 『変革期の地方自 地方自治基本 容易に

らも、 は」などというのは見当違いもはなはだしいのか 抜本改正という大課題について「せめてこれだけ 抜本改正について、 地方の協議の場」設置が期待はずれに終わってか 地方自治学会報告で弁明しておりますので、 もしれませんが、そのことについては先述の日本 いで見守ることになった次第です。抜本見直し、 ましたので、その体験もあって、 くどしい説明は省かせていただきます。 その研究会に私もメンバーとして加わっており 私は、 地方自治法の抜本見直し、 せめてこれだけは、 先ほどの という思 もしくは 国と くど

二〇一〇年一月一日付けの総務大臣決定で総務省 あ 方行財政検討会議でした。 に設置されたのが、 省でやることになっておりました。 地方自治法の抜本改正の検討」は初めから総務 《係が判然としませんが、 原口プランにも書き込まれておりますように、 た当 時 0 橋下徹大阪府知事から提起された 総務大臣を議長とするあの地 戦 地域主権戦略会議との 略会議のメンバ そのために () 一で

<u>=</u>

年)

の案文について、

それを「一覧して、

た

「地方自治法抜本改正に向けての考え方

(平成

私は呆然とせざるをえなかった。どう見てもそれ

私たちが想定したような新たな『基本法』

制

ノペ

ラグラフでは、

翌年一月になって公表となっ

は、

定に向けての現行地方自治法の

『抜本見直し』

B

れたことはご承知のとおりです。 方公共団体の基本構造」をめぐる検討がすすめら「議会内閣制」構想が話題を呼び、検討会議では「地

半年の議論を経て、「地域主権戦略大綱」の閣半年の議論を経て、「地域主権戦略大綱」の閣立、ここの、「地方自治法抜本改正に向けての考え方(平られた「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」、そして翌年一月にあらためて取りまとめられた「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考られた「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方(平域主権戦略大綱」の閣半年の議論を経て、「地域主権戦略大綱」の閣

おります。そして、「ところが」で始まる最後の 地方自治法の一部改正と変わらないではないか」 地方自治法の抜本見直し」をご覧ください。「地 二〇一一年一月号に寄せたコラム「どうする としており、そのあとに「しかし、 本見直し」の課題に応えるものではなく、 に対しては、「どういうことなのか。これでは「抜 域主権戦略大綱」閣議決定にあわせて公表された 地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方。 縷の望みを捨てきれなかった。……」と書いて 当 時 0 私の反応につい ては、 自 それでもなお 治 通常の 総 研

ようになっております。まうのだろうか。それでよいのだろうか。」このにとどまっている。はたして、これですませてし度化を図る』事項を仕分けした事務的な作業文書度化を図る』事項を仕分けした事務的な作業文書

場の法制化とともに、〈3・11〉 だったかという答弁をしております。 条二項につけられた新しいカッコ書きがなぜ必要 げられ、それに対して片山総務大臣が自治法九六 務委員会で「みんなの党」の議員によって取 す。このコラムについては、 が成立」は、そのときの私の反応を記したもので ひとつのコラム「震災国会で 『地域主権関連3法! された自治法改正の第一 しの方向性に沿ったもの」として前倒しして改正 立した自治法改正、 付け見直し」の第一次一括法、 ございません。すでに申し上げた その後のことについて申し上 それが自治法の 弾だったのですが、 昨年夏の衆議院総 国と地方の 一げる余点 の四九日目 「義務付け・ 「抜本的 裕が ざもは 協 もう り上 見直 に成成 議

0) 昨 て、 わっ た。 いるのだろうかと、 大学教授のままであったらば、どのように思って 年 改正はとてもではありませんが噴飯 その部分を読みながら、 実は、 たのが、 コラムにありますように、 の自治法改正で改められました。 私が小泉政権下での地制調で一 自治法九六条二 勘ぐってみたりしたものでし 総務大臣ではなく慶応 一項のカッコ書きでし それがやっとこさ ものでし 番こだ

なっていただきたいと思います。それによります うかその行政課長通知を手にとってじかにご覧に 都道府県議会事務局長宛) 行政局行政課長の通知 とする場合の考え方について」という総務省自治 法第98条第2項に基づき法定受託事務を議決事件 総務大臣から発せられて 改正する政令等の施行について」と題する通知が 「法令によって長その他の執行機関の権限に 五月一日付けで 「地方自治法施行令の一 (各都道府県総務部長、各 それと一緒に が出されています。ど 「地方自治 部

ともやりきれない思いにさせられます。 政課長に付けられている別紙 と実質的に変わらないではありませんか。 ります。これではかつての機関委任事務の取扱い ると解されるもの」は いてまだ一つ一つ当たってはおりませんが、 務分類の考え方に基づく各条項の分類結果」につ いと解される事務」としてあっさり処理されてお 6 属することとされているものや、 当然に長その他の執行機関の権限に専ら属 「議決事件の対象とならな 「法定受託事務の事 事務の性質等 。その行 なん

3 先行き不透明な状況のなかで

では察していただけないかと、勝手ながら思ってでは察していただけないかについても、ある程度まてきたことから、私たちがこれから先、何を課題しなければならないのですが、これまでお話ししじなければならないのですが、これまでお話ししさて、本日の演題には「地方分権改革の動向とさて、本日の演題には「地方分権改革の動向と

大に記した「先行き不透明」どころではないような展開をみせるのか、確かなところは何も言えまな展開をみせるのか、確かなところは何も言えまな展開をみせるのか、確かなところは何も言えまな展開をみせるのか、確かなところは何も言えまな展開をみせるのか、確かなところは何も言えまな展開をみせるのか、確かなところは何も言えまな展開をみせるのか、確かなというではないようではないようではないようではないようではないようではないようではないようではないようではないようではないようではないようではないようではないようではないます。

明年七月に予定される参議院議員選挙、この選挙があることだけははっきりしているのですが、ひとまずそれまでを視野に入れるとして、いったいどのようなことが起きるのか、何が飛び出すのでしょうか。それを思うと、それこそ鳥肌が立つでしょうか。それを思うと、それこそ鳥肌が立つががいたします。そんな当面の状況ですから、思いがいたします。そんな当面の状況ですが、

そこで、本日最初に触れた「自治総研セミナー」を返って、第一次分権改革と自治型社会)にもう一度立ち返って、第一次分権改革以降、「地域主権」改ち返って、第一次分権改革と自治型社会)にもう一度立たりなことを考えていたかということに関連づけようなことを考えていたかということに関連では、本日最初に触れた「自治総研セミナー」

(1) 注意すべき公共サービス改革との連ね

三年前のその講演で、私は地方分権推進委員会が出した最初の公式文書である「中間報告」を引が出した最初の公式文書である「中間報告」を引が出した最初の部分で分権改革の原点を確認し、「第一次分権改革の過程においては、いっそう、ないのための分権改革の過程においては、いっそう、ななり、原点が見失われてしまった」という認識をなり、原点が見失われてしまった」という認識をなり、原点が見失われてしまった」という認識をなり、原点が見失われてしまった」という認識をなり、原点が見失わせた二つの大きな要因として、市町村合併の強力な推進と地域レベルでの公共サービス改革との並行を挙げました。

がそれにつづきました。 治基本条例の策定に取り組んだ自治体もありまし た自治体もありました。 るべき分権型社会をまじめに見据えて、 を引きつけたのは、 果が問われるようになったそのときに、 方分権一括法が施行され、 いてはあらためて指摘するまでもありません。 しろ市町村合併の全国展開でした。一言でいえば、 分権よりも合併」です。)成果を自分たちの政策形成に具体化しようとし 前者の 議会でも基本条例の制定に至る地道な努力 「平成の大合併」がもたらした影響につ 分権の成果であるよりは、 そうした北海道の町村に まちづくり基本条例や自 むろん、なかには、来 いよいよ分権改革の成 地方分権 人々の目 む 地

だったように思います。国ベースで総じていえば、当時はまだ例外的動きホットな視線が向けられたのですが、しかし、全

起したいと思います。
そして、今後ともますます重要になってくるのが、もう一方の地域公共サービス改革の動向であるように感じております。それが分権改革と絡みが、もう一方の地域公共サービス改革の動向であが、もう一方の地域公共サービス改革の動向であ

おり、 とではありませんが、いわばその一二年間の行革 関が継続して設置されたこと自体も当たり前のこ と一二年間も「臨時」を付した行政改革の諮問機 さんの第二次臨調から、 中で私が重視するのは、 般的ですが、あの年は戦後政治史の画期をなして 口 の総括として、 から地方へ」に集約されたこと、これです。 両院における国会決議からスタートする説明 行革審 前世紀末の国の行革目標が ガンに集約されたわけです。 次分権改革をたどるのに一九九三年の衆 いろんな出来事が重なっております。 (臨時行政改革推進審議会)へと、 世紀末行政改革の課題 第一次、 第三次行革審の最終答申 「官から民へ」「国 第二次、 が二つのス 第三次 なん 土光 が

どちらか一方ではないのです。
たこと、このことを見落とさないことが肝要です。
たこと、このことを見落とさないことが肝要です。

英国のサッチャー政権のころから、大きくなり

化する一大契機となったのが、

ようになってまいりました。

そうした傾向が表面

八年ぶりに総務次

して行政サー

しかも、 も、

自治体財政の逼迫を背景に、

国が率先

ビスのアウトソーシングを推進する

関係」 りました。 すぎた政 からなる「政府体系」 再編をも組み入れた、 はこの国に特徴的な 間部門とのいわゆる 国と地方の関係だけでなしに、 セクターのリストラが始まります。 人に数えられるようになったのですが、 調行革」 研究集団の一員として政府間関係論者の が皮切りです。 府の贅肉落としが注目され、パブリック・ 「官民関係」 「官から政へ」の政官関係の 三つどもえの基幹的な関係 の概念化を試みるようにな その過程で私は 政府公共部門と民 の再編、 日本では やがて、 「政府間 さらに 「臨

て、 ない状況が生まれてくる。そしてPFI、指定管 参入がありました。それが介護保険法が施行され サービスについて民間事業者、 けませんが、考えてみれば、 て住民に提供しているのだと言えなくなってきた。 フルタイムの公務員がそれを担い、 理者制度、 民活動団体の手を借りなければもはややっていけ るころになると、 福 を地方自治の分野にそのまま持ち込むのはいただ 祉にしろ学校教育にしろ、多くの分野の公共 、公共サービスの本丸は行政サービスであって、 「官から民へ」とか 地方独立行政法人制度等の導入によっ 明らかに民間事業者や地域の市 「官民関係」 地域交通にしろ社会 広義の公益法人の とい 税金を投入し った表現

けのようでした。

ン」の策定と公表を求めた総務次官通知が極めつ針」です。全国の自治体に対して「集中改革プラ針」です。全国の自治体に対して「集中改革プラ官から発せられた二○○五年度末の「地方行革指

ても、 は、 していくことが求められている」とされたのでし の戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化 力を結集し、『新しい公共空間』を形成するため 「これからの地方公共団体は、 組みを整えていく必要がある」とされ POや企業等の多様な主体が提供する多元的な仕 行政が主として提供してきた公共サービスについ 要がある」と記され、 を提供する分権型社会システムに転換していく必 択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービス その総務次官通知の文面には、 「安上がり行政」 地方公共団体が中心となって住 今後は、 地域において住民団体をはじめN の追求です。 それにつづけて「これまで 地域のさまざまな 「今後の 民の負担と選 、さらには、 我 が 玉

だというわけです。 点化していくことが求められている」 はじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多 権型社会システム」に転換するには い公共サービスを提供する分権型社会システム」 住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわ 革が目指すのは、「地方公共団体が中心となって 元的な仕組みを整え」、 さしあたり、 のイメージと同じでしょうか。 冒頭の一節にご注目です。 みなさんが考える「分権型社 「行政自らが担う役割を重 そうした「分 「住民団 というの 分権 改

すが、 地方自治体を取り巻く状況は格段と悪化したと実 ものなのでしょうか。 が望ましいと考えている地域社会が生み出される 感しています。 そうすることによって、 私はあの総務次官通知から はたしてみなさん

(2)目指すは 「自治型社会」 の構

そのことを最初にお断りいたしました。 改革の全面否定をするものではないということ、 りも自治型社会を」というものでした。 れ における基本的なメッセージは、 もう時間がございません。 「分権型社会」 を目指したこれまでの分権 三年前に行った講演 「分権型社会よ しかしそ

ます。 なってしまうところがある。 なければならないために、 分権改革の原点そのものは間違っていないと思い を見失うことになってしまいました。したがって、 の推進にのみうつつを抜かしていては駄目ではな 指した分権改革がその途上でゆがみを生じ、 |課題なのだ。ざっとこういう認識です。 申し上げたとおり、「分権型社会の創造」 「自治型社会」なのだ。 目指すべきは ただ、分権改革は国の法令改正を頼みとし 「分権型社会」にとどまらな どうしても他人任せに それが私たちにとって 他人任せの地方分権 原点 を目

1)

は ありません。 毎週土曜日に行っていた専門総合講座のタイ 治型社会」 それは、 というネーミングも私のもので 移)籍する前の中央大学

> うちに「自治型社会」を目指すことの積極的意義 ないのですが、 というものでした。 中の現役職員を中心とする客員講師五人が主役を 0) 総合講座は、 トル 深めていったように思います。 について担当者どうしで了解しあい、 つとめ、 方々に登場願い、 自 私ともう一人の専任教員は脇役に徹する 治型社会の課題」 地方自治の問題について自治体職 回を重ねるにしたがって、 互いに確認しあったわけでは 自治体各分野の第一線で活躍 からの借用です。 共通認識 暗黙の その 員

体行政学』(第一法規、二〇一〇年) が、 あらためて考えをめぐらせる必要があるのではな りません。その際、「住民主権」概念についても 民主権」でしかない」としたことと無関係ではあ と並べることができるのは、せいぜいのところ「住 用語にむかつく思いをし、 分につけられた注記でした。 そうです。このことについてハッとさせられたの ついても私たちの用法を点検してみる必要があり いかと申しましたが、 ようになったのは、 このように「自治型社会」という表現を用 金井利之さんの比較的新しい著作『実践自治 最初のパートで 実は 「法制面で 「住民自治」 「地域主権」 0) 「国民主権 初めの部 の概念に いる

は主権概念を用いない。 というように、主権概念を安易に用いることもある。 ら紹介しますと、「近年では、『主権者としての住民 彼の 本書では、 「主権」 国民主権を前提にして、軽々に 概念の用法についての注記 なお、 さらに 『地域主権

る概念、 しかし、 は、 5 ねっているところです。 には何のことかもうひとつ分かりません。 自治を「住民主権」に拡充するという表現が、 なければならない」という一 民自治もいわば がありはしないか、ということです。 に立ち返って点検し、考えをめぐらせてみる必要 課題設定をおこなうにあたっては、 しょうか。申し上げたいことは、 民自治』の基本である」と言い切っております。 に による問責などの民主的統制を受けないことを 識かつ不当である。 ていることがある。 自治体に行政サービスを求めないこと、を意味 が自主的に活動して公共サービスを担うことで たちでする』というような標語に敷衍され、 民自治』という表現で、『自分たちのことは自 次のように記しています。 それより前に つことは、 などという、 『住民自治』と言っているのである。」そして端的 いかがでしょうか。ドキリとさせられないで 「職業公務員に住民が仕事をさせるのが、『住 「地域自治体 先ほど二回ほど触れた兼子先生の岩波新書で 用語についても、 人間の姿が不明確な『地域』 理解が難しい」とあります。そして、 もっと不思議な用法まで見 「住民自治」 "住民主権" にあっては、 しかし、 いわば、 今一度、 についてやはり脚注 「近年の実務では、 この表現は全く不見 節があります。 へと拡充されるので 自治体行政が、 その内部での住 私たちが自らの それこそ原点 使い慣れてい が主 ついでなが 元られ 頭 住民 る。

とらえている。これではあまりに単純だから、 体が問題になります。 その場合、 である」として、それら主要主体間 を運営する主体は市民・首長・ の会場におられる神原勝さんにならって えたらどうなるか。 て職業公務員 |課題だと言ってのけるのは簡単 かく、 誰にとっての課題であるのか、 これ からは住民自治 (職員) 金井さんは と住民との二者関係で 議員・職員の四者 0 「住民自治」に の関係でとら なのですが、 拡充こそが 「自治体 その主 ح 最

上がって、 3で示しますと、 市民 て、 互の関係も重要になります。 を併せて考えるのでなければなりません。 なります。 なります。 係構造は、 そうすると、アクター間で取り結ばれる全体の関 市民にとっては職員との関係だけでなしに、 課題設定は各主体ごとになされます。その際に、 【相互の関係を重視し、 四者関係ではなしに五者関係になります。 わゆる 他の市民アクターと討議を交わすことに 市民と首長の関係が加わります。 (首長 これも そこにおいてどんな討議が交わされる そのなかで市民アクター 全部で一〇の関係が出来上がることに 五角形の中にさらに星形の図柄が出 「市民的公共性 「市民的公共性」 議員 その際は市民アクターが複数と 「言うは易く行うは難し」 職員) そのことを強調して図 の決め手になります 私の好みにしたがっ との関係に留意 の観念を軸として は他の三つの 市民相 それら 市民 の実

> が、 投票条例の直接請求で受任者の一人になりました 例でして、 います。 た方々に顔向けできないような感じになってしま いこれはどういうことなのかと、 議会であっさり否決されてしまいますと、 ありませんし、 的討議を交わそうにも、 地 域のみなさんに署名をお願いしながら市 実は東京都でおこなわれた脱原発住民 三二万に及ぶ署名があっても、 そのこと自体が容易では 署名をいただい いった 都 民

むかっとして蕁麻疹が出るほどのことはございまので、もうその用語を目にしたり耳にしましても、はじめさせていただきました。月日が経ちました本日の話は、「地域主権」用語への違和感から

る事項」

とあります。

市民 首長 職員

自治体の主要主体間の関係

主権 掌事 その せん。「地域 ための改革を推進するための基本的な政策に関 地域の諸課題に取り組むことができるようにする とともに、 共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにする は 内閣府設置法第四条に定められた内閣府 の理念の下に、 務の中でして、 定義規定もどきが実定法で残っておりますの 主権 地域住民が自らの判断と責任において |改革をめぐる与野党折衝を経 そこには「日本国憲法の国 住民に身近な行政は、 地方公 0) 所 民

限らず、 読み上 念頭におきながら、 りがないでしょう。 なるようにと、 取り組むことができるようにするための改革」 ろうと思います。 ように取り組んでい で表現すると、 現時点で見通しが立たない 【が自らの判断と責任において地域の諸課題に 「自治型社会の再構築」というのも、 げた内閣府の所掌事務規定の後半、 これからの地方分権改革 目指すところはそれとさして変わ 切に願わざるをえません。 さまざまな個別の問題にどの 要は、 、くのか、 そうした抽象的課題を そのことに尽きるだ 地域 が、 主 たっ 権 コトバ たいま 改革に 私の考 に 域

ハいまむら つなお・山梨学院大学法学部教授

念講演会の内容をまとめたものです。当研究所定期総会記念及び公益社団法人移行記当研究所定期総会記念及び公益社団法人移行記

図3

地方分権改革についての主な動き

年 月	日	主 な 動 き
1993(平成5)年	6月3日	地方分権の推進に関する決議(衆議院)
	6月4日	地方分権の推進に関する決議(参議院)
1994(平成6)年	11月22日	第24次地方制度調査会「地方分権の推進に関する答申」「市町村の自主的
		な合併の推進に関する答申」
1995(平成7)年	3月17日	改正市町村合併特例法の成立(合併協議会設置に係る住民発議制度)
	5月15日	地方分権推進法成立
	7月3日	地方分権推進委員会発足
1996(平成8)年	3月29日	地方分権推進委員会中間報告
	12月20日	地方分権推進委員会第1次勧告
		○機関委任事務制度の廃止と廃止に伴う従前の機関委任事務の取扱い
		○国と地方公共団体の関係ルール(国の関与の一般原則と類型)
		○個別行政分野での権限委譲 等
1997(平成9)年		第25次地方制度調査会「監査制度の改革に関する答申」
	5月28日	改正地方自治法の成立(監査機能の強化)
	7月8日	地方分権推進委員会第2次勧告
		○機関委任事務制度の廃止に伴う従前の機関委任事務の取扱い
		○国と地方公共団体の関係ルール (国の関与の手続等)
		○必置規制・地方出先機関、○国庫補助負担金・税財源
		○都道府県と市町村の新しい関係、○地方公共団体の行政体制 等
	9月2日	地方分権推進委員会第3次勧告
	10 0 0	○地方事務官、○事務区分(駐留軍用地特措法等)
	10月9日	地方分権推進委員会第4次勧告
		○機関委任事務制度の廃止に伴う従前の機関委任事務の取扱い
		○国の関与の基準と従前の団体(委任)事務の取扱い
		○国と地方公共団体の関係ルール(係争処理の仕組み)
1998(平成10)年	4月24日	○市町村の規模等に応じた権限委譲 第25次地方制度調査会「市町村の合併に関する答申」
1996(平成10)平	5月29日	第25次地方前及調査会「印刷料の合併に関する各甲」 地方分権推進計画閣議決定
	11月19日	地方分権推進委員会第5次勧告
	11万19日	○公共事業の在り方の見直し
		○非公共事業等のあり方の見直し
		○国が策定又は関与する各種開発・整備計画の見直し
1999(平成11)年	3 月26日	第2次地方分権推進計画閣議決定
1000 (/////11/	7月8日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権)
	. ,,	括法 成立 ○国・地方の役割分担の明確化、○機関委任事務制度の廃止
		及びそれに伴う事務区分の再構成、〇地方事務官制度の廃止、〇国の関与
		等の見直し、○権限委譲の推進、○必置規制の見直し、○地方公共団体の
		行政体制の整備確立
2000(平成12)年	4月1日	
	5月12日	改正地方分権推進法成立(委員会の存続期間1年延長)
	8月8日	
		○国庫補助負担金の整理合理化と当面の地方税源の充実確保策、○法令に
		おける条例・規則への委任のあり方、○個別法に関する諸点
	10月25日	第26次地方制度調査会「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税
		財源の充実確保に関する答申」
2001 (平成13)年	6月14日	地方分権推進委員会最終報告
		○第1次地方分権改革の回顧、○監視活動の結果報告と要請、○地方税財

15 北海道自治研究 2012 年8 月 (No.523)

年 月	日	主 な 動 き
		源充実確保方策についての提言、○分権改革の更なる飛躍の展望
	7月3日	地方分権改革推進会議発足
2002(平成14)年		改正地方自治法の成立(住民訴訟制度)
		改正市町村合併特例法の成立(合併協議会の設置に係る住民投票制度)
	10月30日	地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」
2003 (平成15)年	6月6日	地方分権改革推進会議「三位一体の改革についての意見」
, , , , , ,		改正地方自治法の成立 (指定管理者制度の導入等)
	11月13日	第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」
2004(平成16)年	5月12日	地方分権改革推進会議最終意見
		○行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見
	5月19日	合併関連3法成立(合併特例区制度等の創設、市町村の合併に関する障害
		を除去するための特例措置、市町村合併推進のための方策、地域自治区制
		度の創設、都道府県の自主的合併手続等の整備等)
2005(平成17)年	12月9日	第28次地方制度調査会「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり
		方に関する答申」
2006(平成18)年	2月28日	第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
	5月31日	改正地方自治法の成立(出納長・収入役制度の廃止、地方六団体への情報
		提供等)
	6月7日	- 地方分権の推進に関する意見書提出(地方六団体)
	7月21日	- 地方六団体申出「地方分権の推進に関する意見書」に対する回答
	12月8日	地方分権改革推進法成立(15目公布)
2007(平成19)年	4月1日	地方分権改革推進法施行、地方分権改革推進委員会発足
	5月29日	地方分権改革推進本部設置(内閣)
	5月30日	地方分権改革推進委員会「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え
		方」
	7月3日	第29次地方制度調査会発足
	11月16日	地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」
2008(平成20)年	5月28日	地方分権改革推進委員会第1次勧告
		○国と地方の役割分担の基本的な考え方、○重点行政分野の抜本的見直し、
		○基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大、○現下の重要二課題について、
		○第2次勧告に向けた検討課題
	6月20日	地方分権改革推進本部で地方分権改革推進要綱(第1次)決定(国と地方の
		役割分担の基本、地方分権のための制度・運営の改革の推進、更なる地方
		分権の推進)
	8月1日	地方分権改革推進委員会「国の出先機関の見直しに関する中間報告」
	9月16日	地方分権改革推進委員会「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関す
		る意見」
	12月8日	地方分権改革推進委員会第2次勧告
		○出先機関改革、○義務付け・枠付けの見直し
2009(平成21)年	3月24日	地方分権改革推進本部「出先機関改革に係る工程表」
	4月24日	地方分権改革推進委員会「国直轄事業負担金に関する意見」
	6月5日	地方分権改革推進委員会「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に
		向けた中間報告」
	6月16日	第29次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に
		関する答申」
	10月7日	地方分権改革推進委員会第3次勧告
		○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
		○地方自治関係法制の見直し、○国と地方の協議の場の法制化
	11月9日	地方分権改革推進委員会第4次勧告

北海道自治研究 2012年8月(No.523) 16

年 月	日	主 な 動 き
		○地方税財政
	11月17日	内閣府に地域主権戦略会議を設置(閣議決定)
	12月15日	地方分権改革推進計画閣議決定
		○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
		○国と地方の協議の場の法制化、○今後の地域主権改革の推進体制
2010(平成22)年	1月1日	総務省に地方行財政検討会議を設置(地方自治法の抜本的な見直し案取り
		まとめのため)
	3月29日	地域主権関連3法案の国会提出
		○地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
		○国と地方の協議の場に関する法律案
		○地方自治法の一部を改正する法律案
	6月22日	「地域主権戦略大綱」閣議決定
		○地域主権改革の全体像、○義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡
		大、○基礎自治体への権限移譲、○国の出先機関の廃止(抜本的な改革)、
		○ひも付き補助金の一括交付金化、○地方税財源の充実確保、○直轄事業
		負担金の廃止、○地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)、○自
		治体間連携・道州制、○緑の分権改革の推進
	6月22日	総務省「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」公表
		○地方公共団体の基本構造のあり方、○長と議会の関係の見直しの考え
		方、○議会のあり方の見直しの考え方、○監査制度と財務会計制度の見直
		しの考え方
	12月28日	「アクション・プラン〜出先機関の原則廃止に向けて〜」閣議決定
2011 (平成23)年	1月26日	総務省「地方自治法抜本改正についての考え方(平成22年)」公表
		○基本的な考え方、○地方公共団体の基本構造のあり方、○長と議会の関
		係のあり方、○住民自治制度の拡充、○国と地方の係争処理のあり方、○
		基礎自治体の区分・大都市制度のあり方、○広域連携のあり方、○監査制
		度・財務会計制度の見直し
	4月1日	地域自主戦略交付金制度要綱(一括交付金)施行(9月30日、2012年4月
		6日一部改正)
	4月28日	「地域主権」関連3法の成立(ただし「地域主権」用語全面削除)
		○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法
		律の整備に関する法律(義務付け・枠付け見直し第1次一括法)
		○国と地方の協議の場に関する法律
		○地方自治法の一部を改正する法律(議員定数法定上限撤廃、議決事件の
		範囲拡大、行政機関等の共同設置、全部事務組合等の廃止、地方分権改革 推進計画に其ばく 美致仕ばの廃止、連接計畫制度の投工
	6月13日	推進計画に基づく義務付けの廃止、直接請求制度の改正) 国と地方の協議の場法制化後の初会合(社会保障と税の一体改革及び東日
	0月19日	本大震災復興対策等について協議)
	8月24日	第30次地方制度調査会発足
	8月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
	O /1 40 H	の整備に関する法律(第2次一括法)の成立
	12月15日	第30次地方制度調査会「地方自治法改正案に関する意見」
2012(平成24)年		地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
	0/10 H	の整備に関する法律案(第3次一括法案)国会提出
	5月1日	地方自治法施行令の一部改正(議決事件関係)
	- / + - 17	総務省自治行政局行政課長通知(地方自治法第96条第2項に基づき法定受
		託事務を議決事件とする場合の考え方について)

17 北海道自治研究 2012年8月(No.523)